

ふるさと納税に関する所得税・住民税のメリット

※ 寄附者の方は寄附先の都道府県・市区町村の名称と寄附金額を記載した申告書を提出すればよく、実際に以下の計算を行っていただく必要はありません。

- ① 都道府県・市区町村に対する寄附金(※)から2,000円を引きます。
 (※)1. 複数の都道府県・市区町村に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額
 2. 総所得金額等(サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度

- ② ①で求めた額に10%を乗じます。
【住民税の基本控除】

- ③ 所得税の税額軽減額(理論値)を求めます。
 (夫婦・子ども2人のサラリーマンの場合の所得税の控除率)
 年収 概ね 460万円まで… 5%
 概ね 650万円まで… 10%
 概ね1,090万円まで… 20%
 概ね1,310万円まで… 23%
 概ね2,270万円まで… 33%
 概ね2,270万円超 … 40%

- ④ 90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

- ⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます。
【住民税の特例控除】
 ※⑤の額は住民税所得割の1割が限度

住民税の控除額 = ② + ⑤

給与収入700万円で夫婦子ども2人のケースの計算例

[・所得税の限界税率 20% ・住民税所得割額 371,500円]

